

Lesson

小規模の事業者における栄養成分表示の省略

- 小規模の事業者が販売する食品は、栄養成分表示を省略することができます※1。
- 小規模の事業者が製造した食品でもスーパーなど、販売する事業者が小規模ではない場合は栄養成分表示が必要です。

※1 デザイン面に「ビタミン」、「ミネラル」等、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をしている場合は栄養成分表示を省略できません。



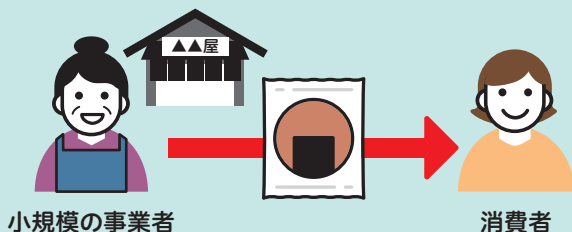
✓「小規模の事業者」の定義

- 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者(前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が1,000万円以下の事業者)。
- 中小企業基本法に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者)。

栄養成分表示を省略できる場合とできない場合はこんな時！

省略できる

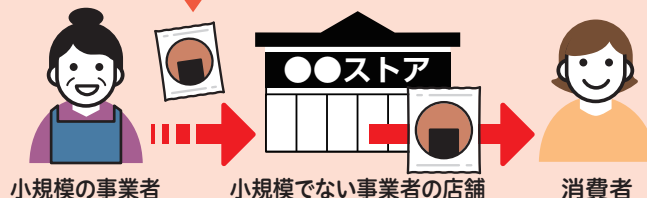
小規模事業者が製造し、【店頭で販売】



省略できない

小規模事業者が製造し、【小規模でない事業者が販売】

食品の所有権が
小規模でない事業者に移転



省略できる

小規模の事業者が製造し、【所有権は製造した小規模の事業者のままで、小規模ではない事業者が会計業務を行う】場合

食品の所有権



省略できる

小規模事業者が製造し、
【小規模でない事業者の場所を借りて販売】



POINT

「食品の所有権」を誰が持っているかがカギ！

食品表示基準において、「販売」行為を行っているか否かは、「食品の所有権の移転」が行われるか否かで判断します。つまり、小規模の事業者が食品の所有権がある場合は食品栄養成分表示は省略可能ですが、食品をスーパーなど小規模ではない事業者へ納品等することで食品自体の所有権が移転し、栄養成分表示を省略できなくなります。